

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）の公布に伴い、影響を受ける条項について上位法令と整合を図るため、甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 乳児等通園支援事業所内部の規程において、乳児、幼児の区分ごとの利用定員を定めなければならなかったところ、その区分を問わず利用定員の総数のみを定めることを可能とするため、「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改めます。

【第 16 条関係】

(2) 一般型乳児等通園支援事業に関する特例的な取扱いについて規定します。

【第 23 条関係】

(3) 電磁的記録を行うことができる者について、「乳児等通園支援事業者及びその職員」から「乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員」に改めます。

【第 28 条関係】

(4) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

この条例改正による予算上の影響はありません。